

林業安全コラム

快適な職場に響く合言葉
「健康・安全・ゼロ災害」
(2017年 労働安全衛生年間標語[スローガン])

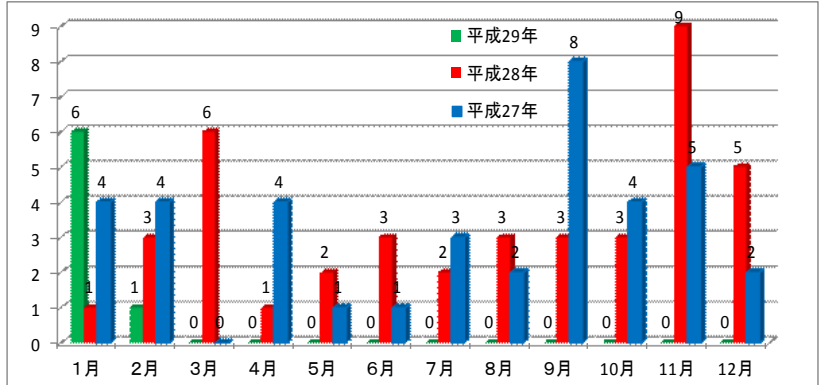
○ 林業労働災害発生状況について

昨年（H28）の林業における死亡災害発生状況（平成29年3月7日現在速報：厚生労働省）は、前年同時期に比べ死亡者数は3名の増加となっています。また、平成29年2月までの死亡災害の発生状況は7名となっています。

平成29年も伐倒作業における被災が多く、「激突され」が4件となっています。

安全確認を十分行った上で作業するよう注意願います。

○林業死亡災害月別発生状況



注：平成27年の発生状況は、労働者死傷病報告（厚生労働省）による確定値。
平成28年の発生状況は、死亡災害報告（厚生労働省）による平成29年3月7日現在の速報値。
平成29年の発生状況は、林野庁調べ（都道府県からの報告による速報値）

○ 林業労働安全推進対策による安全診断の有効活用について

林野庁の委託事業で平成27年度から実施している林業労働安全推進対策の中で、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第81条第1項に規定する労働安全コンサルタントの資格を有する専門家が現場に出向き、林業事業者の経営管理者の方々の安全意識を高めてもらうよう、安全診断を実施しています。

具体的には、経営管理者の皆様には事業者責任について理解を深めていただくとともに、各事業者において、

- ① 安全管理者、衛生管理者や安全衛生推進者等を選任し、安全衛生管理体制を整えているか
- ② 設備、作業方法、作業手順等を新しく導入する場合や変更する際、リスクアセスメントやその結果に基づく措置を行っているか
- ③ 安全な作業現場の維持管理を行っているか
- ④ 安全な林業機械を配置して、従業員に安全に使用させているか
- ⑤ 従業員に対して、安全衛生上必要な教育を行っているか

等をチェックし、その結果を評価し、安全管理体制の確立に向けた指導を行うこととしています。

経営管理者の方々には、安全診断にかかる費用の負担はありませんので、災害が起きる前に、是非診断を受け、あらためて労働災害防止に向けて、より一層の取組を進めて下さいますようお願い致します。

※ お問い合わせ、お申し込みは、
全国素材生産業協同組合連合会 林業労働安全推進対策事務局
TEL:070-6437-1562 FAX:03-5802-3298 E-mail:motojima@zousei-sosei.org
まで、お願いします。

林業死亡労働災害多発警報発令状況（発令期間） 林業・木材製造業労働災害防止協会発表
・岩手県（H29.4.1～H29.6.30）

・ 一人親方の労災保険特別加入制度のしおりがありますので、加入をお考えの方は以下のURLをご覧ください。

<http://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/rousai/040324-6.html>

・ 林業退職金共済制度は掛金の税法上や国や自治体等の補助などの優遇措置がありますので、林業現場で働く方々の加入のご協力をお願いします。

林野庁
林業労働対策室
労働安全衛生班
TEL:03-3502-1629